

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年3月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900216 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900101 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 17 年 7 月 31 日は 9 万 8,000 円、平成 17 年 12 月 31 日及び平成 18 年 7 月 31 日は 9 万 6,000 円、平成 18 年 12 月 31 日は 9 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 31 日、平成 17 年 12 月 31 日、平成 18 年 7 月 31 日及び平成 18 年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 7 月 31 日、平成 17 年 12 月 31 日、平成 18 年 7 月 31 日及び平成 18 年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 7 月
② 平成 17 年 12 月
③ 平成 18 年 7 月
④ 平成 18 年 12 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に賞与が支払われたが、標準賞与額の記録がない。当該期間に支払われた賞与を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

課税庁から提出された請求者に係る平成 18 年度、平成 19 年度の課税台帳照会及び同庁の回答並びに複数の同僚から提出された給与明細書及び賞与明細書 (以下、併せて「課税台帳等」という。) を検証し、当該同僚の賞与額及び請求者の請求期間前後の賞与額を勘案すると、請求者は、A 社から少なくとも請求期間①から④にそれぞれ 10 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①に 9 万 8,000 円、請求期間②及び③に 9 万 6,000 円、請求期間④に 9 万 3,000 円

の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、課税台帳等により推認できる厚生年金保険料の控除額から、請求期間①は9万8,000円、請求期間②及び③は9万6,000円、請求期間④は9万3,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、これを確認できる資料がないことから、同僚のオンライン記録と同日の請求期間①は平成17年7月31日、請求期間②は平成17年12月31日、請求期間③は平成18年7月31日、請求期間④は平成18年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の役員で事業主の妻は、平成17年7月31日、平成17年12月31日、平成18年7月31日及び平成18年12月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900322号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900102号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年4月1日から昭和55年3月1日まで

請求期間にA事業所に勤務していたが厚生年金保険の記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所に勤務していた事業主の長男の回答及び同事業所に勤務していた請求者の弟の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索結果によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、事業主の長男は、A事業所が厚生年金保険に加入しておらず、事業主が請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、事業主の長男は、請求期間当時の事業主である両親が既に死亡しており、請求期間に係る賃金台帳等の資料の保管がない旨回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900327号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900103号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和4年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年8月30日から昭和20年8月15日まで

私は、C学校在学中に勤労働員学徒としてA社B事業所で働いた。戦禍により工場の疎開や閉鎖があったものの、終戦まで働いたが請求期間に係る労働者年金保険及び厚生年金保険の記録がない。当該期間を年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

C学校(その後、D学校)の後身であるE学校の回答、同校から提出されたD学校の創立記念誌(抜粋)、F市史下巻に記載された同学校の勤労働員に関する記述内容及び請求者の記憶から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、同学校在学中に勤労働員学徒としてA社B事業所で働いていたことが認められる。

しかしながら、請求期間のうち、昭和19年8月30日から同年9月30日までの期間について、厚生年金保険法が一般職員及び女子に適用されたのは、労働者年金保険法が昭和19年2月16日法律第21号により改正され、厚生年金保険料の徴収が開始された同年10月1日以降であることから、当該期間は請求者が被保険者にはなり得ない期間となる。

また、A社は既に解散しているところ、同社B事業所の後身であるG社から提出された「厚生年金被保険者台帳(H)」には、1,133人の氏名が確認できるものの、請求者及び請求者が一緒に働いたとして名前を挙げた同級生の氏名は確認できない。

さらに、上述の台帳の備考欄に「学徒」と記載された416人について、健康保険番号は記載されているものの、厚生年金保険記号番号欄は空白となっていることから、A社B事業所では、勤労働員学徒を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、上述の同級生のうち回答が得られた同級生は、勤労働員学徒としてA社B事業所で働いた期間について、厚生年金保険の記録がない又は記録が不明である旨回答している上、請求者及び当該同級生は給与明細書等を保管していないことから、請求期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日告示）によると、勤労働員学徒については労働者年金保険（昭和19年10月1日からは厚生年金保険）の被保険者に該当しない者とされている。

このほか、請求者の請求期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。